

単位価格表示制度についてのアンケート結果(事業者)

問 1 県が高知県消費生活条例に基づいて、単位価格表示の対象店舗や対象品目を規定していることを知っていますか。

回答：知らなかった（3店舗とも）

問 2 貴店において、単位価格表示を行っていますか。

回答：一部商品のみ行っている（3店舗とも）

問 3 問 2 で一部のみ行っている場合、その品目をお答えください。

回答：A店 かぼちゃ、精肉

B店 かぼちゃ、精肉（きゅうり、玉ねぎ、トマトについては不明）

C店 かぼちゃ、精肉

（対象品目ではないが、魚、店で加工する惣菜などの回答があった）

問 4 県で指定している品目において、単位価格表示の必要性がないと思われるものはありますか。

回答：A店 現在やっているもの以外は必要ない

B店 加工食品は必要ない

C店 現在やっているもの以外は必要ない

問 5 指定品目以外で単位価格表示の必要があると思われる品目はありますか。

回答：特になし（3店舗とも）

問 6 単位価格表示基準を規定する必要はあると思いますか。

回答：A店 必要でない（規定するなら生鮮食品の一部）

B店 どちらとも言えない

C店 必要でない（生鮮食品以外は必要とは思わない）

問7 問6にて「必要でない」と答えた店舗へ、その理由は何ですか。

回答：A店 商品選択の基準がお客様によって違い、判断基準としていないお客様も多く、メリットがないため。一部の介護施設やデイサービスなどはグラム単位で計算しているかもしれないが、ほとんどの消費者は、メーカーや原産国、価格などを重視している。

C店 値札に単位価格表示まで載せると情報量が多くなり、販売価格との混乱が生じる可能性があり、お客様もどこまで確認するかわからない。コストも生じる。

問8 単位価格表示基準について要望等がございましたらお聞かせください。

回答：A店 昔は単位価格表示をしっかり行っていた印象。そこからあまり定着せずに現在に至っている。もし今後も行うのであれば、定期的に店舗に向けた勉強会や消費者への啓発、発信を行ってほしい。